

もとで、核家族は相互援助の諸類型によって、相互にからみ合って存在しているものであると結論づけることができる。

Ethel Shanas, "Family Help Patterns and

Social Class in three Countries," *Journal of Marriage and the Family*, 1967, May. pp. 257-66.

(三浦 文夫)

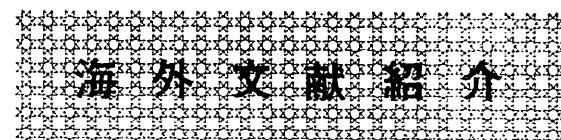


所得維持と社会サービス給付 の関係

Bulletin of the International Social Security Association が名称を改めて、International Social Security Review となり、その第1号にイギリスのR. ティトマス教授の「所得維持と社会サービス給付の関係」が載った。この論文は67年5月レニングラードで開催されたISSAの第16回総会における「社会保障と社会サービス」に関する円卓会議での発題講演のために準備されたものである。今日、国際的視野から社会保障の領域では、いかなることが問題とされ、ないしは問題とすべきであるのか。教授はきわめて簡潔な筆致でいくつかの論点を整理している。

人間の価値は個性的であることがある。世界の国々がそれぞれ独自の社会保障制度を持っているという事実は、各国が人間の幸不幸にもっとも個性的な仕方で対処しているという意味で、この上なく貴重なことといわねばならない。したがって、こうした国際会議の場では各国の個々の施策の形にあらわれた相異にとらわれることなく、その本質やその目的にまで迫って考察する必要がある。

経済成長のもたらした国民所得の大きな上昇に注目する人は、社会保障の役割はすでに大きく後退し、広く国民全階層をおおうよりは、貧困者・老齢者・障害者など特定階層に集中すべきもの、当然何らかのテストを伴う



ものに限定すべきであると考えている。

しかし変動する現代の社会にあって高度の産業化がもたらしている不安は、昔日の社会不安とはかなり異質のものとなっている。社会保障はまさに一つの転換点に立っている。

I. メリアムは1961年のISSA第14回総会で、現金給付としての社会保障と、現物給付としての社会サービスとの関連を、今日のもっとも緊要な問題として提起した。64年の15回会議でも、所得維持と社会サービスとして、再び同様の問題をとりあげた。

完全雇用、経済成長、都市計画、保健サービス、教育等々、個人と家族の福祉を高めるための経済政策や社会政策は非常に幅の広いものである。しかしその中でも、社会保障と社会サービスを不可欠のものとする共通の認識は次第に確立されてきた。ただ各国はそれぞれ両者のいずれか一方に力点をおいて、今日まで独自の制度を展開させてきているので、各国の経験に学び両者の得失を比較検討

することによって今後の方向と課題をより一層明らかにすることができるのではあるまい。ここではそうした検討を、「効率性」と「消費者利益」という二つの視点から試みたいと考える。

およそ現実の給付やサービスは、大きく次の三つに分かれる機能を持っている。

a) 教育（義務教育をはじめ、中等・高等教育、職業訓練を含めて）などがその典型と考えられる先行投資的もので、これを福祉投資とする（welfare investment）。

b) 家族手当、年金、医療など個人ならびに家族の当面の福祉増進に寄与することができる消費的なもので、これを消費給付とする（consumption benefits）。

c) 産業構造の変化が招いた非自発的失業、熟練技術の価値の低下、業務災害、交通事故、公害など、現代社会がさまざまな形でその市民一般に与えている障害に対する補償的なものでこれを補償的消費とする（compensation consumption）。

イギリスではしばしば、「だれのための福祉国家か」という設問がなされるが、上記三つ

の機能のいずれに重きをおくかによって、社会保障がだれのためのものであり、だれによって負担されているかを知ることができる。

ことにc)については、こうした障害の真の原因の究明はますます困難になり、その費用負担の責任の所在とともに、いっそう複雑さを加える問題であろうが、この分野での給付やサービスの拡充強化は必至であり、さらにそれらの予防からリハビリテーションまでをすべて考えるとすると、今後かなりの比重を持ってくる領域であろう。

社会保障がこうした多面的なものであることを考えると、いかに豊かな社会であってもそのすべてを尽すことは不可能である。そこでは資源の配分と優先順位の問題があり、当然「効率性」と「消費者利益」の二つが問われてくるのである。

「効率性」とは制度本来の目的と、その目的が果たしてどの程度まで現実に達成し得たかということの評価にかかわっている。単に行政的財政的な能率とか、サービス1単位当たりの安価なことなどに尽きる概念ではない。限られた資源をもって現金および現物のサー

비스を最大限に幅広く行きわたらせること、またそのサービスをうけた個人ならびに家族がそのことによって当面する問題に自ら立ち向い、これを進んで解決しようとする気持をおこさせるようにすること、などが真剣に考えられなければならない。福祉的な諸施策はしばしば中程度の所得階層にもっともよく利用されるけれども、訴えることも知らない、それ故にもっともニードの高い階層は、かえって見落とされていることが多いのである。「効率性」を高めるためにはこうしたことへの反省から出発しなければならない。

第二の「消費者利益」も、単に経済市場における消費者をさしているものではない。受給者、拠出者、組合員、申請者、対象者、患者など多くの立場が考えられるが、かといって公務員、官僚、行政官、ないしは政治家といった立場とは異なるもの、上からものを見ているのではなく、下からの立場にある一市民としての利益といったようなものである。「消費者利益」のための「効率性」として、これを一つの命題と考えるならば、二つのものはまさに同じ目的をもったものとも考えら

れてくる。

社会保障や社会サービスはその発展の歴史において、数々のことを目的としてかかげてきた。ある時は労働者の生産性を高め、労働移動を促進し、経済成長を早めることを目指してきた。工業化のもたらす災害の防止がその目的となったことも、ある時は出産率を高め、ある時はこれをおさえることがその狙いであったこともある。青少年の非行をはじめ、体制の生みだす反社会的行動を防止すること、生産性を損い経済的浪費のもとでもある疾病を予防すること、社会の連帯性を高め、共同社会の自覚を強め、市民参加の拡大をはかることなどがその目的と考えられたこともある。所得の分配、富の分布においてすら、その格差を平均化しようとする動きとともに、時にはかえってこれを拡大しようとする意図をもったことさえある。社会保障も社会サービスも、額面どおりの中立ではあり得ない。各国制度を検討して、それが富者に有利か、貧者に有利か、にわかには決しがたい。結局はその社会における価値感に左右され、未開社会の研究を行なったM.モースが

明らかにした「贈与の倫理」に影響されてい る。

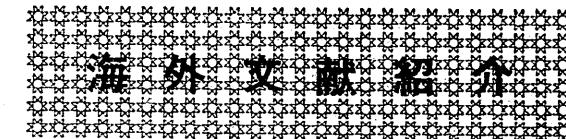
「効率性」を社会のはるか底辺の階層にまで保障と福祉をもたらすことと考えるならば、「消費者利益」に関連して、知識、選択、権利、参加の四つが主要な課題として取りあげられてくる。

制度とサービスを活用しうる知識をひろめることは、中央地方を通ずる行政のあり方、行政官の教育や訓練、制度そのものの構造にも大きな変革をもたらすであろう。

給付の計算や支給にしてもそれらを既定のものとするのではなく、消費者の立場からする選択の余地がなければならない。老齢者は扶助と施設収容のいずれを選ぶか。廃疾者は施設収容と居宅医療のいずれを選ぶか。そこには一方的な決定ではないものがなければならない。

ニード調査がしばしばもっともニードの高い人々への障壁となっていることも反省しなければならない。消費者の立場における「受ける権利」が確立されねばならない。

最後に広範な市民参加の原則も尊重されな



ければならない。

しかしこれらのことは、必ずしも一義的に簡単なことではない。現金給付を権利として支給するためには、条件や資格を極度に普遍的なもの、いわば没個性化する必要がある。しかしながら、ニード調査を排することは、ある意味では対象者との人間的接触を失わせることにもなるのである。とすれば、従来とも捕捉することがむずかしかった階層は、いよいよ永久に見失われてしまうことにもなりかねないのである。

リハビリテーション、再訓練、医療など現物給付としての社会サービスは、利用者に一定の条件を課すことになる。むしろそれが当然なのである。慢然と所得維持の給付をうけるだけで、それを生活環境の改善にも、健康の向上にも何ら役立たせることができないというのでは、当を得ないことではないか。消費者の権利は施策の効率性のために、多少の制限をうけることもあっていいのではないか。

以下イギリスにおける事例をあげて説明する。最近の科学医療の発達は老齢者の視力喪失の予防を可能にした。しかしそのためには、視力の異常を早期に発見し早期に治療することが必要である。視力のおとろえを老人の宿命と思いこんでいる彼らには、他からの導きが必要であった。その手引をしたものは、実は医療関係者ではなかった。その3分の2は国家扶助局（現補助給付委員会）の職員の活動によるものであった。老人のための現金支給を行なう家庭訪問を通じて、これらの老人の視力の喪失を事前に救うことができたのである。1965年には、200万の人間に扶助を支給し、その主たるものは老人であるが、彼らはその受給者のもとに750万回の家庭訪問を行なった。この家庭訪問による対人接触が、老人の盲目を救い老人に大きな自由をもたらした。その上、老人の自宅での生活を可能にして真の幸福を与えるとともに、施設収容のためのサービスの費用の増大をも防いだ。

給付とサービスとの関係をとく鍵はここにある。「効率性」と「消費者利益」は時に共

存し、時に矛盾する。机上の理論でなしに、人間交渉——実践の理論がそれを解決する。
Richard M. Titmuss, "The Relationship between Income Maintenance and Social

Service Benefits—An Overewivw"
International Social Security Review,
Year XX, No. 1, 1967, pp. 57~66.

(谷 昌恒)

社会保障こぼれ話

(16ページよりつづく)

嘱を受けた社会学者達が特殊な研究に従事している。

年間の研究計画にはそれぞれ計画番号がつけられており、1967~68年度の研究計画は全般的な研究についてRS 1号より67号、国際的諸問題の研究、援助計画としてRS 101号より12号までとなっている。これらの計画のうち前者を大別すれば、(i) 制度と長期的研究(RS1~37号) (ii) 健康保険の研究(RS38~47号)、(iii) 経済的、社会的研究(RS48~53号)、(iv) OASDI統計(RS54~67号)となる。これらの研究計画はさらに個別的な計画に細分されており、それらはそれぞれ独立し、または相互に関連し合って研究活動が進められている。

広範な分野にわたる研究の成果は、定期刊行物として毎月発行される Social Security Bulletin に逐次掲載されており、これ以外に、不

定期の刊行物として発表されている。

なお、国内の諸問題にかんする単なる調査、研究活動のみならず、前述したように国際的な活動を行なう部門では、諸外国における社会保障の発達や各国の制度の比較、発展途上の諸国における開発計画と社会保障との関係、工業化された諸国における社会保障制度の経済的分析、国際会議の準備、社会保障庁と国際的機関の間における調整、諸外国に専門家を派遣する技術援助、アメリカに来た外国人の訓練、その訓練の手段にかんする検討、社会保障分野における技術援助で国際的な開発に対する助言や援助などの国際的な調査、研究と援助活動が行なわれている。これらの活動目標に対して計画が作成され、その計画のうち、諸外国の社会保障の調査、研究の要約が当研究所で訳された Social Security Programs throughout the World の形で発表されている。

(Office of Research and Statistics, Social Security Administration, *Work Plan — Fiscal Years 1967-1968*) (平石)